

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税）		
要望項目名	一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）の取得に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の排ガス性能を有する低燃費車について新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、2年間延長する。 ・特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> 課税標準を取得価額から 30 万円控除 <ul style="list-style-type: none"> - 車かつ燃費基準 + 25%達成車 課税標準を取得価額から 15 万円控除 <ul style="list-style-type: none"> - 車かつ燃費基準 + 20%達成車 - 車かつ燃費基準 + 15%達成車 <p>〔 ・ :平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車 ・燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車 〕</p>		
〔 関係条文 〕	〔 地方税法第 118 条 法附則第 12 条の 2 の 2 第 12 項～第 14 項 法施行規則附則第 4 条の 4 第 24 項～第 28 項 〕		
要望理由	<p>京都議定書に基づく我が国の CO2 削減目標を達成するためには、運輸部門からの CO2 排出量を平成 22 年度においては基準年比 10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があり、このため、平成 20 年 3 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、トップランナー基準による自動車の燃費改善等により 2,470～2,550 万 t の CO2 削減を目標としている。また、平成 20 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、次世代自動車について、2020 年までに新車販売の 2 台に 1 台の割合で導入することを目指している。</p> <p>また、NOx・PM に係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残存しており、未達成局が存する地域についてはできるだけ早期に環境基準を達成し、達成局が存する地域においても良好な環境を維持する必要がある。</p> <p>こうした目標の達成のため、本制度により、次世代自動車等の早期普及を加速化する必要がある。</p>		
減収見込額	（初年度） - （3,990） （平年度） - （4,780） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 <ul style="list-style-type: none"> - エネルギー需要構造改革投資促進税制 - 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例 ・融資、補助金その他 <ul style="list-style-type: none"> - (株)日本政策金融公庫による低利融資 - 低公害車普及事業 	
	22 年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 <ul style="list-style-type: none"> - (株)日本政策金融公庫による低利融資 - 低公害車普及事業 ・融資、補助金その他 	
過去の要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度に制度創設。 課税標準を取得価額から 30 万円控除： 燃費基準達成車 ・平成 13 年度に、特例措置の内容を次のように変更。 課税標準を取得価額から 30 万円控除： 旧 かつ燃費基準達成車 ・平成 14 年度に、特例措置を 1 年間延長。 ・平成 15 年度に、特例措置の内容を次のように変更。 課税標準を取得価額から 30 万円控除： 旧 かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む） ・平成 16 年度に、特例措置の内容を次のように変更。 課税標準を取得価額から 30 万円控除： かつ燃費基準 + 5%達成車 課税標準を取得価額から 20 万円控除： かつ燃費基準達成車・ かつ燃費基準 + 5%達成 		

	<p>車</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に、特例措置の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> 課税標準を取得価額から 30 万円控除： かつ燃費基準 + 20%達成車 課税標準を取得価額から 15 万円控除： かつ燃費基準 + 10%達成車 平成 20 年度に、特例措置の内容を現行のように変更。
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	